

(17) 振動規制法に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第16条第1項に規定する道路交通振動の限度及び時間の区分の状況を表5-2-46及び表5-2-47に示します。

山梨県の調査区域には、北杜市により振動規制地域図が作成されています。その指定状況を表5-2-48に、規制区域の位置を図5-2-16に示します。

長野県の調査区域には、道路交通振動に係る規制区域はありません。

表 5-2-46 道路交通振動の限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 第一種区域 | 六十五デシベル | 六十デシベル |
| 第二種区域 | 七十デシベル | 六十五デシベル |

備考 1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 5-2-47 道路交通振動の限度に係る時間の区分

| 区間 | 時間の区分 | |
|-----|--------------|-----------------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 山梨県 | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
| 長野県 | 午前7時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前7時まで |

出典：「振動規制法施行規則別表第二備考1に基づく知事が定める区域の区分及び同備考2に基づく知事が定める時間の区分」(昭和54年3月14日山梨県告示第102号)

「振動規制法に基づく規制地域の指定」(昭和52年12月26日長野県告示第683号)

表 5-2-48 道路交通振動の限度に係る区域の区分（北杜市）

| 区域の区分 | 規制地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | 須玉町藤田、高根町藏原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新奥、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部 |
| 第2種区域 | 明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部 |

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1に基づく市長が定める区域の区分及び同備考2に基づく市長が定める時間の区分」（平成24年4月1日北杜市告示第34号）

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日北杜市告示第32号）

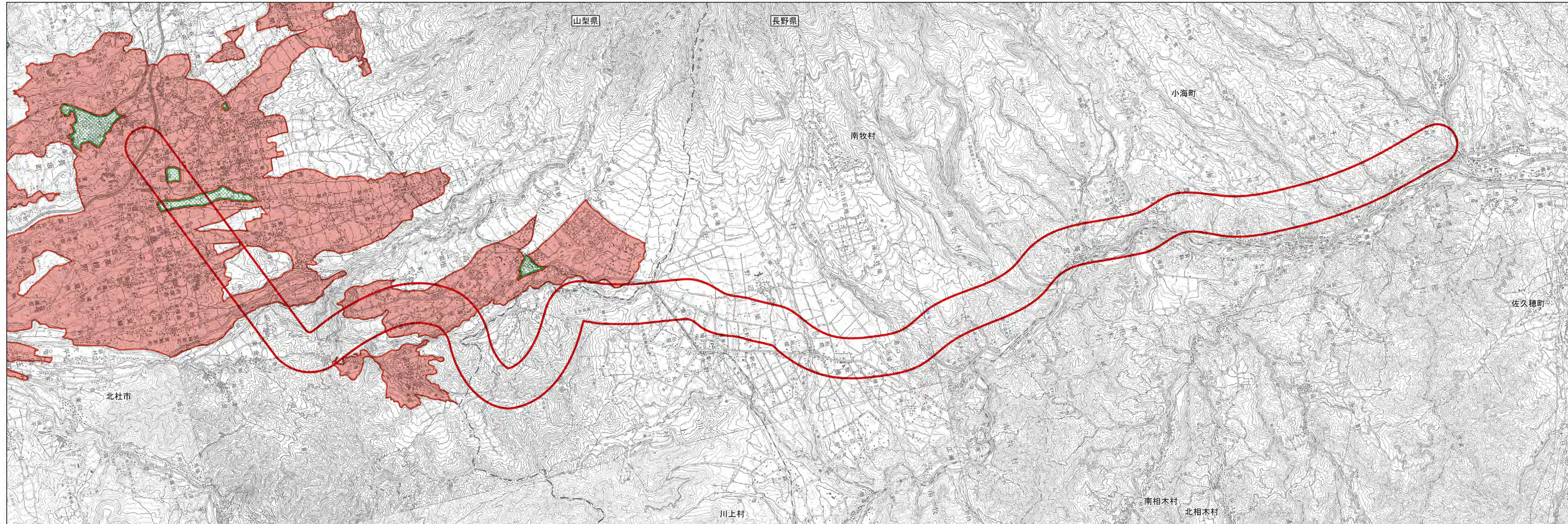
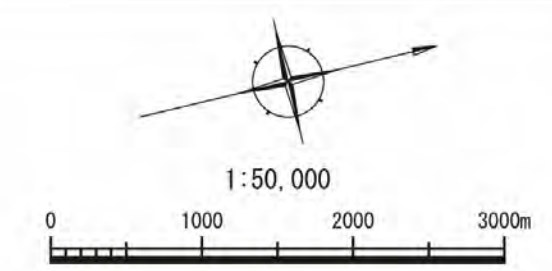


図 5-2-16 道路交通振動の要請限度に係る区域図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 第一種区域
 - 第二種区域

山梨県出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年、北杜市）



(18) 水質汚濁防止法の規定による排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による排水基準を表 5-2-49 及び表 5-2-50 に示します。

また、同法第 3 条第 3 項の規定により、山梨県の調査区域では「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）により、し尿処理施設等の特定施設を設置している事業場に係る上乘せ基準を表 5-2-51 のとおり定めています。

長野県の調査区域では「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）第 16 条別表第 1 において、「有害物質」等について定められています。このうち、長野県区域全体に提供される「有害物質」及び「生活環境」に関する項目についての上乗せ排水基準を表 5-2-52 に示します。

表 5-2-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|--|
| カドミウム及びその化合物 | 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム |
| シアン化合物 | 一リットルにつきシアン一ミリグラム |
| 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 一リットルにつき一ミリグラム |
| 鉛及びその化合物 | 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム |
| 六価クロム化合物 | 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム |
| 砒素及びその化合物 | 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・二ミリグラム |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム |
| 一・二-ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム |
| 一・一-ジクロロエチレン | 一リットルにつき一ミリグラム |
| シス-一・二-ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・四ミリグラム |
| 一・一・一-トリクロロエタン | 一リットルにつき三ミリグラム |
| 一・一・二-トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム |
| 一・三-ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・二ミリグラム |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| セレン及びその化合物 | 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム |
| | 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふっ素八ミリグラム |
| | 海域に排出されるもの一リットルにつきふっ素一五ミリグラム |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム |
| 一・四-ジオキサン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム |

備考 1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 5-2-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

| 項目 | 許容限度 |
|---|------------------------------|
| 水素イオン濃度（水素指数） | 海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 |
| | 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下 |
| 生物化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六〇（日間平均一二〇） |
| 化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六〇（日間平均一二〇） |
| 浮遊物質（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二〇〇（日間平均一五〇） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム） | 五 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム） | 三〇 |
| フェノール類含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 五 |
| 銅含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 三 |
| 亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二 |
| 溶解性鉄含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一〇 |
| 溶解性マンガン含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一〇 |
| クロム含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二 |
| 大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個） | 日間平均三、〇〇〇 |
| 窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一二〇（日間平均六〇） |
| 磷含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六（日間平均八） |

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 5-2-51(1) 上乘せ排水基準（山梨県、適用水域：全公共用水域）

1. 有害物質に係る排水基準

| 有害物質の種類 及び許容限度 | | カドミウム及び その他の化合物 | シアン化合物 | 有機リン化合物 (パラチオン、メ チルパラチオ ン、メチルジメ ント及びEPNに 限る。) | 六価クロム 化合物 | 砒素及び その化合物 | ふっ素及び その化合物 |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------------------------|--|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 区分 | 適用 水域 | 検出されない こと。 | 1リットルにつき シアン 0.1ミリグラム | 検出されない こと。 | 1リットルにつき 六価クロム 0.05ミリグラム | 1リットルにつき 砒素 0.05ミリグラム | 新設にあつては、 1リットルにつき ふっ素 1ミリグラム 既設にあつては、 1リットルにつき ふっ素 5ミリグラム |
| 特定 事業場 | 全公 共用 水域 | | | | | | |

- 備考 1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機リン化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。
- 4 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- 5 ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月12日山梨県条例第12号）

表 5-2-51(2) 上乘せ排水基準（山梨県、適用水域：全公共用水域）

2. 有害物質以外のものに係る排水基準

| 区分 | 適用水域 | 1日当たりの平均的な排水の量 | 項目及び許容限度 | | | | | | | | | | | | |
|---|------|----------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------|
| | | | 生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) | | |
| 特定事業場 | 新設 | 公共用水全域 | 20 立方メートル以上 | 20 (15) | 20 (15) | 50 (30) | | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 40 (30) | 40 (30) | 50 (30) | | | | | | | | 1,000 | |
| | 既設 | 公共用水全域 | 20 立方メートル以上 | 20 (15) | 20 (15) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.5 | 1,000 | | |
| | | | | 40 (30) | 40 (30) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1,000 | |
| 畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの | 新設 | 富士五湖水域 | 7.5 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | | | | | | | | | |
| | | 市街化区域内の水域 | 7.5 立方メートル以上 | 80 (60) | 80 (60) | 150 (120) | | | | | | | | | |
| | | 上記以外の公共用水域 | 50 立方メートル未満 | 140 (110) | 140 (110) | 180 (140) | | | | | | | | | |
| | | | 50 立方メートル以上 | 80 (60) | 80 (60) | 150 (120) | | | | | | | | | |
| | 既設 | 全公共用水域 | 7.5 立方メートル以上 50 立方メートル未満 | 160 (120) | 160 (120) | 200 (150) | | | | | | | | | |
| 旅館業 | 新設 | 全公共用水域 | 20 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | 10 | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | | | | | | | 1,000 | |
| | 既設 | 自然公園区域内の水域 | 20 立方メートル以上 | 100 (85) | 100 (85) | 140 (110) | 15 | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | | | | | | | 1,000 | |
| 上記以外の特定施設を設置するもの | 新設 | 全公共用水域 | 20 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.5 | 1,000 | |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1,000 | |

※ 府令別表第 2 に定める水素イオン濃度の排水基準については、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考1 有害物質に係る排水基準の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。

2 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。

(1)山中湖、(2)河口湖、(3)西湖、(4)精進湖、(5)本栖湖

3 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。

4 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

5 ()内の数値は、日間平均を示す。

6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年7月12日山梨県条例第12号)

表 5-2-52(1) 上乘せ排水基準(長野県、適用水域：全公共用水域)

1. 有害物質に係る上乘せ排出基準

| 区分 | 有害物質の種類及び許容限度 | | | | 適用水域 |
|---|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------|
| | カドミウム及びその化合物 | シアン化合物 | 六価クロム化合物 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | |
| 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を有する工場又は事業場 | 1リットルにつき カドミウム 0.05ミリグラム | 1リットルにつき シアン 0.5ミリグラム | 1リットルにつき 六価クロム 0.3ミリグラム | 1リットルにつき 水銀 0.003ミリグラム | 県の区域に属する 公共用水域 |

(備考)1 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。

2 この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乘せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号)

表 5-2-52(2) 上乘せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

2. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乘せ排出基準

| 区分 | 許容限度 | | | | 適用水域 | | |
|----|--|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|---------------|--|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 銅含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | クロム含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | | |
| 1 | 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設（豚房の総面積が 250 平方メートル以上のものに限る。） (2) 牛房施設（牛房の総面積が 500 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満 | 5.8 以上 8.6 以下 | — | — | 県の区域に属する公共用水域 | |
| 2 | 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 1 の 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65 又は 66 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満 | 5.8 以上 8.6 以下 | 3 | 5 | | 2 |
| | | 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 | — | 2 | 3 | | 1 |
| 3 | 施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、66 の 8、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 | — | — | — | 1 | 白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（東天竜取水堰（左岸上伊那郡辰野町大字平出 1 番口号の 1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢 377 番の 20）から下流の天竜川を除く。） |

（備考）区分番号 3 に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乘せ排水基準については、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置される工場又は事業場（昭和 48 年 6 月 23 日において既に着工されていたものを除く。）に係る排水について適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）

表 5-2-52(3) 上乗せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

3. 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準

| 区分 | | | 許容限度 | | | | | 適用水域 |
|----|--|--|---|------|----------------------------------|------|---------------------------------------|---------------|
| | | | 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | 浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | 大腸菌群数 (単位 1 立方 センチメート ルにつき個) | |
| | | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 日間平均 | |
| 1 | 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル未満 | 160 | 120 | 200 | 150 | 3,000 | 県の区域に属する公共用水域 |
| | (1) 豚房施設（豚房の総面積が 250 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 500 立方メートル未満 | 160 | 120 | 85 | 70 | 3,000 | |
| | (2) 牛房施設（牛房の総面積が 500 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 500 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| 2 | 施行令別表第 1 の 3 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の 10 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 50 立方メートル未満 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| 3 | 施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）において湖沼法施行令第 5 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 (1) 区分番号 1 及び 2 に掲げる工場又は事業場 (2) 施行令別表第 1 の 1 の 2 に掲げる特定施設を有する事業場（区分番号 1 に該当する事業場を除く。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| | | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |

(備考) 1 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。

2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 工場又は事業場がこの表の区分欄の 2 以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）

表 5-2-52(4) 上乗せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

4. 窒素及び燐に係る上乗せ排水基準

| 区分 | | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用水域 | | |
|------------|---|---|------|---------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------|------|------|-----|--|
| | | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | | | |
| | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | | | |
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | | |
| 既設の工場又は事業場 | 1 | 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。) | | 30 | 15 | 6 | 3 | 20 | 10 | 5 | 2.5 | 15 | 7.5 | 4 | 2 | 白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域(窒素に係る上乗せ排水基準については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。) |
| | 2 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの | | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | |
| | 3 | 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 50 | 25 | 6 | 3 | 40 | 20 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| | 4 | 施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場 | | 40 | 20 | 6 | 3 | 35 | 17.5 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| | 5 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | |
| | 6 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | |
| | 7 | 区分番号1から6までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 30 | 15 | 5 | 2.5 | 20 | 10 | 4 | 2 | 15 | 7.5 | 3 | 1.5 | |

(つづき)

| 区分 | | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用水域 |
|------------|----|---|------|---------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------|------|--|
| | | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | |
| | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | |
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | |
| 新設の工場又は事業場 | 8 | 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号9に該当する工場又は事業場を除く。) | | | | | | | | | | | | 白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域(窒素に係る上乗せ排水基準については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。) |
| | 9 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 区分番号8から13までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。
- 3 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野

尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）をいう。

- 4 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの（区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。）を適用する。
- 5 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日長野県条例第11号）

(19) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）第4条の2第1項の規定により指定された汚濁負荷量の総量の削減に係る地域の指定はありません。

(20) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号）第3条第1項の規定により指定された湖沼はありません。

(21) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に規定する湖沼・海域として、表5-2-53に示すとおり大門ダム貯水池（清里湖）及び猪名湖（松原湖）が指定されています。

表 5-2-53 窒素含有量及び磷含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

| 区分 | 指定水域 | 備考 |
|----|--------------|---------|
| 湖沼 | 大門ダム貯水池（清里湖） | ※磷含有量のみ |
| | 猪名湖（松原湖） | |
| 海域 | — | — |

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

(22) 土壤汚染対策法の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定による指定区域はありません。

(23) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定された

ダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

(24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域として、表 5-2-54 に示すとおり 2 箇所が指定区域として指定されています。位置を図 5-2-17 に示します。

表 5-2-54 廃棄物が地下にある土地の指定区域の状況（長野県）

| No. | 指定区域 | 埋め立て地の区分 | 指定日 |
|-----|--------------------------------|--------------------|------------------|
| N1 | 南佐久郡南牧村大字海ノ口字樽ノ原 2254-4 | 規則第 12 条の 31 第 2 号 | 平成 19 年 9 月 13 日 |
| N2 | 南佐久郡南相木村 864-1 の一部及び 867-1 の一部 | 令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 27 年 7 月 21 日 |

注 1) No. は図 5-2-17 中の番号に対応しています。

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」（平成 31 年 1 月 10 日現在、長野県環境部資源循環推進課ホームページ）

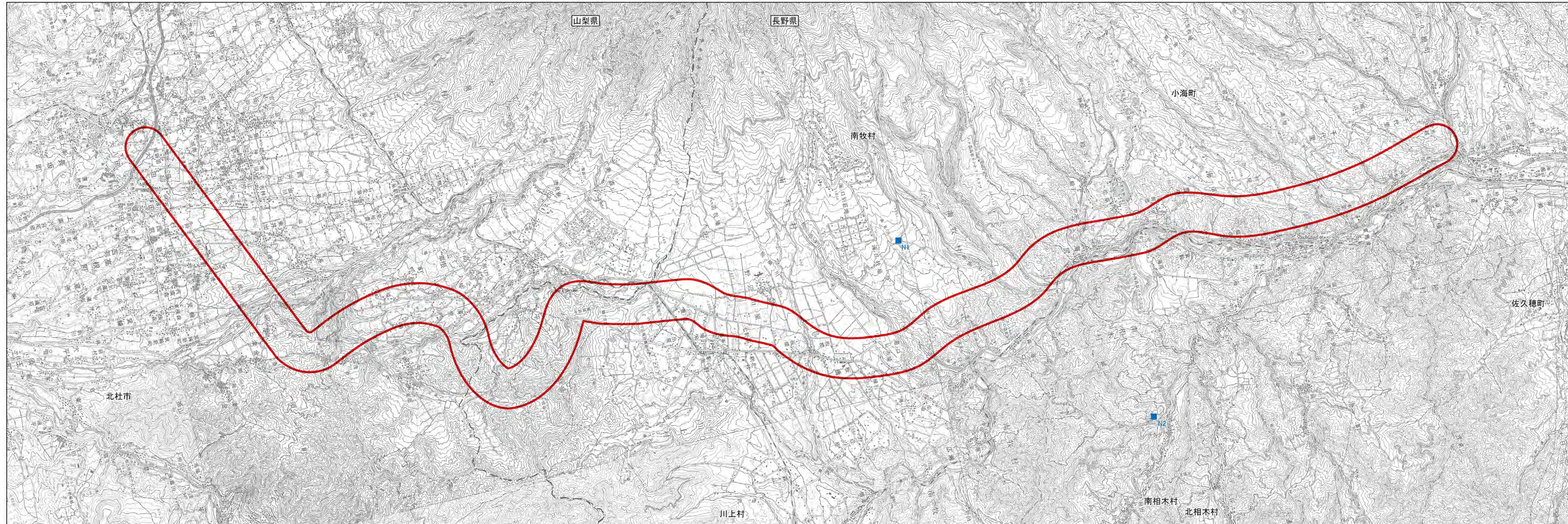
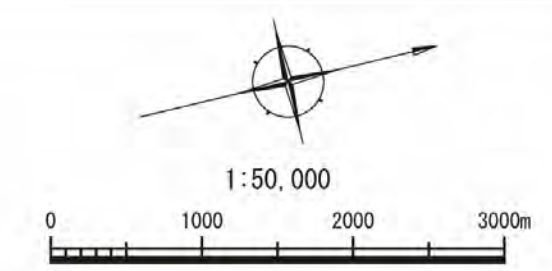


図 5-2-17 廃棄物が地下にある土地の指定区域位置図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 廃棄物が地下にある土地の指定区域

長野県出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」
 (平成 31 年 1 月 10 日現在、長野県環境部
 資源循環推進課ホームページ)



(25) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された

農用地土壌汚染対策地域

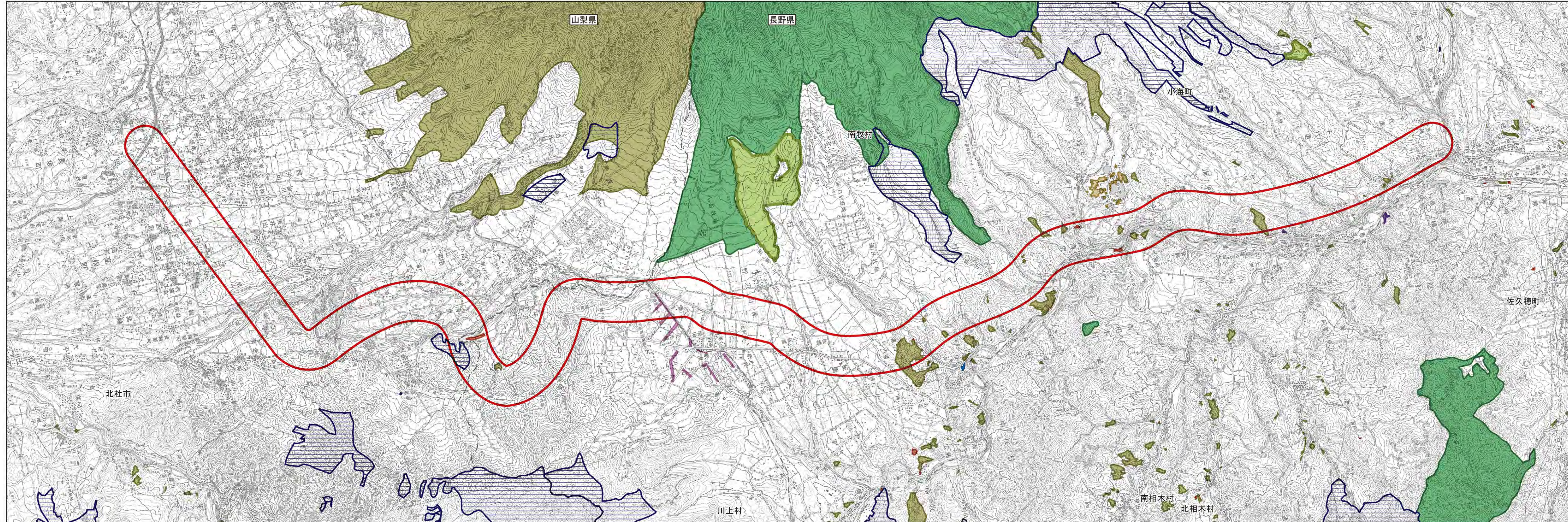
調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域はありません。

(26) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所

若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域における、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林を図 5-2-18 に示します。事業実施区域は、その一部を通過します。

図 5-2-18 保安林等位置図



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 水源涵養保安林
 - 風致保安林
 - 土砂流出防備保安林
 - 土砂崩壊防備保安林
 - 防風保安林
 - 水害防備保安林
 - 落石防止保安林
 - 干害防備保安林
 - 国有林

山梨県出典：「山梨県中北建設事務所峡北支所管内図」
 (平成 23 年、山梨県)
 長野県出典：「佐久管内保安林位置図 (南佐久)」
 (平成 22 年 3 月現在、長野県)
 「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)

